

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和5年8月22日（火）9：00～10：10

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、島田総括係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 郡司 本部長代理 他2名

高温ガス炉プロジェクト推進室 次長 他1名

大洗研究所 高温工学試験研究炉部 部長

原子力科学研究所 臨界ホット試験技術部 次長 他4名

海外事業統括部 次長

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、HTTR（高温工学試験研究炉）の運転実績、今後の運転計画及び熱利用試験計画の検討状況並びにSTACY（定常臨界実験装置）の核計装設備の更新について資料に基づき説明があったとともに、機構全体の許認可申請予定と審査の優先順位について口頭説明があった。

これに対して、原子力規制庁から、以下の点を確認した。

（1）HTTRにおける熱利用試験計画の検討状況について

- ・水素製造施設の適用法規の考え方では、水素製造施設を構成する設備、機器等のうち水蒸気改質器について、軽水炉の蒸気タービンと比較して考え方を提示しているが、軽水炉の蒸気タービンは、実用炉技術基準規則の解釈で発電用火力設備に関する技術基準を準用することを許容している。これに対し、試験炉技術基準規則では、水蒸気改質器に適用しようとしている技術基準の準用に関する規定がないため、規則改正等を検討する必要があると考えている。そのため、水素製造施設に適用する法令、技術基準等を整理し、考え方をまとめ、早めに審査担当班と行政相談すること。この際、許認可の審査と規則改正等の検討が時期的に重なる可能性が高いので、機構として許認可を希望する申請の優先順位を、規則改正等に要する期間も考慮して整理すること。
- ・高圧ガス保安法の適用範囲については、経済産業省にも相談すること。

(2) STACY 核計装設備の更新について

- ・本申請については、設計及び工事の計画の認可申請を受理してから、審査担当班と必要なヒアリングを実施してきていると認識しているが、機構からの説明資料の提出が遅れていると聞いているので、しっかりと対応すること。また、本申請の概要、技術基準への適合性、既設設備との同等性等を整理し、審査会合において説明すること。

(3) 機構全体の許認可申請予定と審査の優先順位について

- ・高速実験炉原子炉施設「常陽」の長期施設管理方針については、前回評価期間に基づく長期施設管理方針の対象期間が令和 6 年度末であり、それまでに次期長期施設管理方針を定める必要があると理解している。当該長期施設管理方針に係る保安規定変更認可申請の時期を明示するとともに、今後許認可申請を予定している案件及びこれらの審査の優先順位を明確にし、審査会合において説明すること。

これらに対し、機構から、了解した旨の回答があった。

また、原子力規制庁から、IAEA が主催する輸送安全基準委員会 (TRNSSC) において、各輸送容器に収納できる核燃料物質等の上限値が見直される動きがあることを紹介した。今後、各原子力事業者に対し、上限値の見直しに伴う影響調査を実施する予定なので、協力を依頼した。

これに対し、機構から、了解した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 1-1 HTTR 運転実績と今後の計画について

資料 1-2 HTTR-熱利用試験計画の検討状況

資料 2 核計装 (起動系) 検出器の更新における既設検出器との同等性について

以上